箱根町週休２日制確保モデル工事実施要領（土木工事）

1　目 的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、箱根町が発注する工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

2　発注方式等

　2-1　発注方式

発注方式は、原則受注者希望型（受注者が、週休２日に取り組むか否かを選択できる方式をいう。以下同じ。）とするが、発注者指定型（発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式をいう。以下同じ。）によることも可能とする。

　2-2　モデル工事の方式

　　　 モデル工事の方式は、次のいずれかとする。

(1) 現場閉所によるモデル工事(工事現場で現場閉所日を設ける「現場閉所」による通期の週休２日に取り組む方式をいう。以下同じ。)

(2) 交替制によるモデル工事(工事現場で技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する「交替制」による通期の週休２日に取り組む方式をいう。以下同じ。)

3　対象工事

原則として、土木工事標準積算基準書、水道事業事務必携及び下水道用設計標準歩掛表により積算する土木工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1)社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

(2)電気工事、機械工事、通年維持工事や緊急対応工事

(3)作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事

(4)モデル工事に適さないと町長が認める工事

4　現場閉所によるモデル工事

4-1　用語の定義

(1) 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。

　　(2) 月単位の週休２日

通期の週休２日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で４週８休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では４週８休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休２日

月単位の週休２日を達成し、かつ土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休２日として扱わない。

(4) ４週８休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5％（8 日/28 日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休２日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間及び夏季休暇３日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

4-2　モデル工事の実施

(1) 受注者希望型

ア　モデル工事実施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休２日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」（別紙１）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、ウ経費補正の実施及びエ工事成績評定への反映は行わないものとする。

イ　モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次の(ア)から(エ)に取り組むこととする。

(ア)　受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

(イ)　受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」（別紙２）を、翌月の５日までに監督員に提出する。

(ウ)　受注者は、原則として、工事完成届提出日の２０日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」（別紙２）及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」（別紙３）を作成し、監督員へ提出する。

(エ)　受注者は、公衆の見易い場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

週休２日制に取り組む工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休

２日制の確保に取り組む工事です。

発注者：箱根町○○課

受注者：（株）○○組

ウ　経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により経費補正し、箱根町工事請負契約約款第19 条及び第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

エ　工事成績評定への反映

通期の週休２日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。なお、通期の週休２日が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。

(2)　発注者指定型

ア　モデル工事実施の内容

(ア) 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

(イ) その他実施については、4-2-(1)イ(ア)から(エ)までと同様とする。

イ　経費補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」（別添）により経費補正を行うものとし、通期の週休２日が達成できなかった場合には、箱根町工事請負契約約款第19 条及び第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

ウ　工事成績評定への反映

通期の週休２日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。なお、通期の週休２日が達成できなかった場合でも減点は行わないが、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

5　交替制によるモデル工事

　5-1　用語の定義

(1) 通期の週休２日

　　 工事現場において、対象期間内で休日率が４週８休以上となることをいう。

(2) 月単位の週休２日

通期の週休２日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で休日率が４週８休以上となることをいう。

(3) ４週８休以上

対象期間内の休日率が28.5％（8日/28日）以上となる状態をいう。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(6) 対象期間

モデル工事において、週休２日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が１週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始休暇６日間及び夏季休暇３日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(7) 休日率

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めることができる。

　5-2　モデル工事の実施

　　　(1)　受注者希望型

ア　モデル工事実施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、「週休２日制確保モデル工事実施同意（不同意）届」（別紙１）を施工計画書とあわせて発注者に提出する。なお、不同意を選択した場合は、ウ経費補正の実施及びエ工事成績評定への反映は行わないものとする。

イ　モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次の(ア)から(エ)に取り組むこととする。

(ア)　受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

(イ)　受注者は、当月分の「休日確保実績報告書」（別紙４）を、翌月の５日までに監督員に提出する。

(ウ)　受注者は、原則として、工事完成届提出日の２０日前までに、最終月の「休日確保実績報告書」（別紙４）及び対象期間全体の「休日確保履行報告書」（別紙５）を作成し、監督員へ提出する。

(エ)　受注者は、公衆の見易い場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

週休２日制に取り組む工事（交替制）

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、工事従

事者毎に交替で週休２日の確保に取り組む工事です。

交替制のため、現場は休工（閉所）しない場合があります。

発注者：箱根町○○課

受注者：（株）○○組

ウ　経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、「週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）」（以下「補足事項」という。）（別添）により経費補正し、箱根町工事請負契約約款第19 条及び第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

エ　工事成績評定への反映

通期の週休２日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。なお、通期の週休２日が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点は行わない。

(2)　発注者指定型

ア　モデル工事実施の内容

(ア)　受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

(イ)　その他実施については、5-2-(1)イ(ア)から(エ)までと同様とする。

イ　経費補正の実施

当初の設計金額において、「補足事項」（別添）により経費補正を行うものとし、通期の週休２日が達成できなかった場合には、箱根町工事請負契約約款第19 条及び第24条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

ウ　工事成績評定への反映

通期の週休２日を達成した場合には、「補足事項」（別添）により工事成績評定に反映する。なお、通期の週休２日が達成できなかった場合でも減点は行わないが、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

6　アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

7　その他

「現場閉所実績報告書」（別紙２）、「現場閉所履行報告書」（別紙３）、「休日確保実績報告書」（別紙４）、「休日確保履行報告書」（別紙５）及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯、原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

附 則

１　この要領は、令和6年8月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

２　土木工事標準積算基準書（令和5年7月1日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別　添

週休２日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）

1　現場閉所によるモデル工事

(1) 経費補正の実施（要領4、4-2(1)ウ及び4-2(2)イ関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休２日の係数を乗じた補正を行う。

月単位の週休２日を達成した場合は、月単位の週休２日の係数を乗じた補正を行う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 現場閉所実績 | 補正係数 | | | |
| 労務費 | 機械経費  （賃料） | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
| 月単位の週休２日  (全月現場閉所率28.5％（8日/28日）以上) | 1.04 | 1.02 | 1.03 | 1.05 |
| 通期の週休２日  (現場閉所率28.5％(8日/28日)以上) | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.03 |

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正

の対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領4、4-2(1)エ及び4-2(2)ウ関係）

　　 現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 現場閉所実績 | 加点 |
| 完全週休２日 | 2点 |
| 月単位の週休２日・通期の週休２日 | 1点 |
|  | |
| 現場閉所実績 | 減点 |
| 明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合 | -1点 |

2　交替制によるモデル工事

(1) 経費補正の実施（要領5、5-2-(1)ウ及び5-2-(2)イ関係）

当初の設計金額において、下表の経費に通期の週休２日の係数を乗じた補正を行う。

月単位の週休２日を達成した場合は、月単位の週休２日の係数を乗じた補正を行う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 休日確保実績 | 補正係数 | | | |
| 労務費 | 機械経費  （賃料） | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
| 月単位の週休２日  (全月休日率28.5％（8日/28日）以上) | 1.04 | ― | ― | 1.03 |
| 通期の週休２日  (休日率28.5％(8日/28日)以上) | 1.02 | ― | ― | 1.01 |

※材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正

の対象としない。

(2) 工事成績評定への反映（要領5、5-2(1)エ及び5-2(2)ウ関係）

　　 休日確保実績に応じて、工事成績評定で下表の加点や減点を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 休日確保実績 | 加点 |
| 月単位の週休２日・通期の週休２日 | 1点 |
|  | |
| 休日確保実績 | 減点 |
| 明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合 | -1点 |